

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便可

目次

- ◇規則 水利用料徴収規則の一部改正
衛生事務に関する権限委任規則
- ◇告示 土地改良事業定款変更認可
土地改良事業の認可申請
土地改良区設立の認可
昭和二十七年度市町村農業共済組合専任職員
資格試験合格者
装蹄師免許証の交付
- ◇人委規則 職員の任用に関する権限の委任に関する規則
の一部改正

規則

水利用料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十九号

水利用料徴収規則の一部を改正する規則

水利用料徴収規則（昭和二十二年十一月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。
第二條第一号中「百七十円」を「二百十五円」に同條第二号中「八十五円」を「百七十円五十銭」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月一日から適用する。

衛生事務に関する権限委任規則をここに公布する。

昭和二十八年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十号

衛生事務に関する権限委任規則

第一條 傳染病予防法等に規定する知事の権限のうち次に掲げる事項を鳥取県立保健所長に委任する。

- 一 傳染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第十九條第一項第一号の規定による健康診断又は死体検査に関する事
- 二 傳染病予防法第十九條第一項第四号の規定による病毒傳ばの虞のある物件の処分に関する事
- 三 傳染病予防法第十九條第一項第七号の規定による命令に関する事
- 四 傳染病予防法施行規則（大正十一年内務省令第二十四号）第八條の規定による病原体保有者又はその保護者の病原体有無の検査請求に関する事
- 五 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十條の規定による傳染防止に関する事
- 六 結核予防法第三十一條第一項の規定による結核患者が使用した物件の消毒に関する事
- 七 トラホーム予防法（大正八年法律第二十七号）第四條第一項第一号の規定による検診の施行に関する事

こと

- 八 兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一條第一項の規定による母子手帳の交付に関する事
- 九 兒童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第八條第一項の規定による保健指導票の交付に関する事
- 十 屠場法（明治三十九年法律第三十二号）第四條の規定による屠畜検査に関する事
- 十一 屠場法第十一條の規定による屠場の使用の停止に関する事
- 十二 屠場法第十二條の規定による屠場設備の変更に関する事
- 十三 屠場法施行規則（明治三十九年内務省令第十六号）第三條第一項第一号及び第四号の規定による屠場外における屠殺の許可及び認許に関する事
- 十四 へい、獸処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号）第二條第一項の規定によるへい、獸取扱場以外の施設又は区域で行う解体埋却及び焼却の

許可に関する事

- 十五 へい、獸処理場等に関する法律第三條第一項の規定によるへい、獸取扱場又は化製場の許可に関する事
- 十六 へい、獸処理場等に関する法律第三條第二項の規定によるへい、獸処理場の施設又は区域の変更許可に関する事
- 十七 へい、獸処理場等に関する法律第六條の規定による報告の要求及び立入検査に関する事
- 十八 へい、獸処理場等に関する法律第七條第一項の規定による施設の使用の制限若しくは禁止に関する事
- 十九 へい、獸処理場に関する法律施行細則（昭和二十三年十一月鳥取県規則第八十六号）第十條の規定によるへい、獸処理場の許可証の書換及び再下付並びに返納受理に関する事
- 二十 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七

号）第四條第二項の規定による犬の登録及び犬の鑑札交付に関する事

- 二十一 狂犬病予防法第八條第二項の規定による市町村長の報告の受理に関する事
- 二十二 狂犬病予防法第二十二條の規定による抑留した犬の管理に関する事
- 二十三 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第六條、第八條及び第九條の規定による届出の受理に関する事
- 二十四 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十七條の規定による報告の要求、臨検、検査及び收去に関する事
- 二十五 食品衛生法第二十二條の規定による物件の廃棄及び営業者に対する必要な処置並びに営業の停止に関する事
- 二十六 食品衛生法第二十三條の規定による営業の停止に関する事
- 二十七 食品衛生法第二十四條の規定による施設の整

備改善及び営業の停止に関する事

二十八 有毒飲食物等取締令(昭和二十一年勅令第五十二号)第三條の規定による報告の要求及び臨検、検査に関する事

三十九 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)

第十條、第十一條及び第十五條第一項の規定による命令に関する事

三十 性病予防法第十四條の規定による報告の要求に関する事

三十一 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第五條の規定による届出の受理に関する事

三十二 クリーニング業法第九條の規定によるクリーニング業の従事者の健康診断及び業務停止に関する事

三十三 クリーニング業法第十條の規定による立入検査に関する事

三十四 理容師、美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第九條の規定による理容師、美容師の健

康診断に関する事

三十五 理容師、美容師法第十一條の規定による理容所又は美容所の届出の受理に関する事

三十六 理容師、美容師法第十三條の規定による立入検査に関する事

三十七 理容師、美容師法第十四條の規定による理容所又は美容所の閉鎖に関する事

三十八 興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)第五條の規定による報告の要求及び立入検査に関する事

三十九 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三十九号)第六條の規定による報告の要求及び立入検査に関する事

四十 旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)第七條の規定による報告の要求及び立入検査に関する事

四十一 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第十八條第一項の規定による立入検査

及び報告の要求に関する事

四十二 袍衣埋没取締條例(昭和二十三年六月鳥取県條例第二十九号)第二條の規定による袍衣埋没場の許可に関する事

四十三 袍衣埋没取締條例第三條の規定による袍衣埋没場の拡張、縮少、分合若しくは廃止の許可に関する事

四十四 袍衣埋没取締條例第六條の規定による袍衣埋没の取扱を業とする者又は埋没料を徴收しようとする者の許可に関する事

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

昭和二十四年五月鳥取県訓令甲第八号(性病予防法中第十條、第十一條、第十四條及び第十五條第一項の権限委譲について)昭和二十四年十二月鳥取県訓令甲第十九号(食品衛生法第二十四條中施設の整備改善に関する権限委任について)昭和二十五年二月鳥取県訓令

甲第二号(屠場法施行規則第三條第一項第一号の自家用屠殺の許可権限委任について)

昭和二十五年七月鳥取県訓令甲第十二号(食品衛生法、屠場法、へい獸処理場等に関する法律及び有毒飲食物等取締令に規定する権限委任について)

昭和二十五年十一月鳥取県訓令甲第二十六号(狂犬病予防法に規定する権限委任について)

告 示

鳥取県告示第九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項及び同法第四十八條第一項の規定により、淀江町西原土地改良区の定款及び土地改良事業計画の変更並びに湖山村瀬土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十八年三月十一日それぞれ認可した。

昭和二十八年三月十七日

鳥取県告示第九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、大谷溜池土地改良区より新たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。

よつて同法第四十八條第五項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九條において準用する第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覽に供すべき書類の名称

土地改良事業計画画書の写

二 縦覽の期間

昭和二十八年三月十八日から同年四月七日まで

三 縦覽の場所

西伯郡高麗村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十條第一項の規定により、土地改良区の設立について、別表のとおり、昭和二十八年三月六日認可した。

昭和二十八年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

別表

住所	申請人	土地改良区の名称
東伯郡上中山村大字	森田 専藏	上中山村庄田土地改良区
羽田井	外十四人	

西伯郡彦名村

松下与喜平 彦名村上粟島

日吉津 日吉津村大字

清水 隣平 日吉津

坂本 賢顯 日吉津海川

鳥取県告示第百号

昭和二十七年度市町村農業共済組合専任職員資格試験に合格したものは次のとおりである。

昭和二十八年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

技術職員

(岩美郡)

岩井町 小谷 靜雄

鳥取市 豊田 政隆

(八頭郡)

三 縦覽の場所

西伯郡高麗村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十條第一項の規定により、土地改良区の設立について、別表のとおり、昭和二十八年三月六日認可した。

昭和二十八年三月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

別表

住所	申請人	土地改良区の名称
東伯郡上中山村大字	森田 専藏	上中山村庄田土地改良区
羽田井	外十四人	

郡家町 桜川 豊吉

丹比村 太田 衍

下私都村 中本 徳親

智頭町 矢部 政信

森本 茂義

大御門村 永江 駿介

大郷村 石上 保

舎人村 本庄 進

東郷松崎町 中村 勳

有沢 晃

下北條村 宇山 武

赤碓町 吉岡 康年

宇田川村 砂口 礼男

大國村 種田 勝

提島 慎吾

大高村 中田 敦夫

木村 仁

大野村 日野村

中浜村 谷野 一輔

根雨町 遠藤 毅

八郷村 溝口町 景山 勇

日野村 宇田 浩訓

事務職員

事務職員

(岩美郡)	浦生村	森本 嵩	岩井町	吉村 好二
"	井本 洋司	"	小谷 浩司	
福部村	山下 恭秀	鳥取市	坂本 正治	
(八頭郡)				
大御門村	井上陽太郎	船岡町	田中 守保	
"	石破 幸夫	船岡町	小原 文男	
"	野田 誠一	散岐村	北尾 光顯	
智頭町	小林 正明	山郷村	岡田 啓一	
"	小坂 利計	郡家町	安藤 栄	
"	芦谷 初男	国中村	賀川 保治	
安部村	西村 孝允			
(気高郡)				
松保村	中本啓一郎	宝木村	寺島 昭彦	
東郷村	懸樋 勝雄	中郷村	後藤由紀子	
(東伯郡)				
浅津村	広田正太郎	南谷村	瀬尾 清	
社村	倉長 祿郎	"	山名 誠	

東郷松崎町	山下 幸男	山守村	高橋 繁之
以西村	信組 正子		
(西伯郡)			
幡郷村	船森 康弘	逢坂村	国井 宏
春日村	吉川 隼躬	夜見村	足立 博昭
"	古川 英世	尙徳村	長谷川 盤
大和村	松山 正	大國村	深木 陸雄
手間村	宇田川礼功	米子市	門協 惠吾
(日野郡)			
日光村	新見 俊明	多里村	浜田 頼伴
"	松本 覚	石見村	太田 克生
"	神庭 右		

鳥取県告示第百一号
 装蹄師法(昭和十五年法律第八十九号)第一條第二項第一号の規定により、次の者に装蹄師免許証を交付した。
 昭和二十八年三月十七日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

人事委員会規則

登録番号 登録年月日 本籍地 氏名
 第四十九号 昭和二十八年三月十三日 鳥取県 前田 孝行

職員に任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和二十八年三月十七日

鳥取県人事委員会委員長 倉 繁 良 逸

職員に任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

(任命権者への委任)

第二條 左の事項については各任命権者にその権限を委

任する。

- 一 職員の給与に関する條例(昭和二十六年鳥取県條例第三号)第三條に規定する職務の級一級から十五級までの昇格の選考
- 二 職員に任用に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号(以下「任用に関する規則」という。))第九條第二号に規定する臨時の職のうち一月以内に廃止されることが予想される職への臨時の任用
- 三 任用に関する規則第九條第二号に規定する臨時の職のうち、單純な勞務に従事する職への臨時の任用

附 則

この規則は、公布の日から施行する。